

第24期第22回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年3月18日(金曜日) 13:30～14:20

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第4番	村上壽一	第13番	曾我部英敏
第5番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第6番	寺尾俊行	第15番	土岐若水
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	宇野賀津美	第18番	松木ワカ子
第10番	古川一豊	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第10番	眞鍋哲哉
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第4番	岩崎紀生	第12番	池田辰夫
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第9番	田坂健次	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員 5人

農業委員	第3番	藤田幸正
推進委員	第2番	安藤育雄
推進委員	第5番	小野義尚
推進委員	第7番	高橋眞次
推進委員	第8番	藤田隆

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	主幹	近藤明美
農政係長	谷口恭子	会計年度任用職員	齊藤麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

議案第1号	令和4年度新居浜市農業委員会活動計画について
議案第2号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和4年度最適化活動の目標の設定について
議案第3号	農地法に定める下限面積（別段の面積）の設定について
報告事項	令和3年度新居浜市農業委員会業務報告について

◇

13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員10人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長代理よろしく申し上げます。

曾我部会長代理

皆さん、こんにちは。今日は藤田会長が議会の予算委員会に出席しているため私が代わって進行をさせていただきます。今朝方から久しぶりの雨ということで、報道などを聞きますと12月からこの1、2、3月非常に雨が少なかった、毎年、2月、3月は雨が少ないのですが、特に四国は香川県、徳島県、雨が少ない時に早明浦ダムの吉野川のお水に頼っているのですが、早明浦ダム辺りも40パーセントをきっている状態だった、徳島の那珂川のダムも少なかったということで恵みの雨かなとそういう感じがいたします。我々24期の農業委員の任期も半分を過ぎたところでございます。ちょうど、今日の議題にもあるのですが、農水省の方から我々農業委員、

推進委員に向けた活動の点検評価というようなものを厳しく提出物やそういうようなものをしなさいというようなことがきております。この点は先日、会長の会がありこれも藤田会長が出席できず、私が代わりにウェブで参加したのですが、面倒くさいと言ったら我々の仕事なのでいけないのですが、今日の説明を聞いて皆さんの意見も聞かせていただいたらと思います。県下の11の市と9つの町ですね、それぞれの会長さん辺りからの意見もそれぞれ出ていたのですが、推進に我々が取り入れなければいけないのはわかるのですが、厳しいようなことになっております。本日の総会は、ちょうどコロナの関係で会議が終わったらここで終わりなのですが、その以前までは、この後一席を設けて皆さんとお酒の場で懇親を図っておって、皆さんと親しくなりたいなというところがあるのですが、24期ではそれができなかったということなのですが、また、その辺り落ち着きましたら皆さんとゆっくりできていったらいいのかなというように思います。

それでは、ただいまから第22回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において土岐 若水委員と伊藤 慎吾委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより議案の審議に入ります。総会資料会次第をお開きください。

本日の議題は、議案が3件、報告事項及びその他となっております。

曾我部会長代理

1ページを御覧ください。

議案第1号「令和4年度新居浜市農業委員会活動計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局長

議案第1号、令和4年度新居浜市農業委員会活動計画について説明させていただきます。農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務に伴う、令和4年度新居浜市農業委員会活動計画について、当会の決議を求めます。令和4年度新居浜市農業委員会活動計画について説明させていただきます。令和4年3月7日の役員会での決議をもとに作成いたしました。

総会資料2ページを御覧ください。

まず、Ⅰ、活動方針でございます。日本の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、有害鳥獣による農作物被害に伴う営農意欲の減退、荒廃農地又は遊休農地の増加など、大変厳しい状況にあります。このような状況の中で、農業委員会法施行5年経過を踏まえ、農地利用最適化（担い手に対する農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止・解消対策、新規参入の促進）の5年間の取り組みの継続と、具体的な成果の確保を目指して、新段階への取り組みが強化されることになりました。本市農業委員会は、農業委員会活動の見える化を図り農地所有者等の意向把握等の活動を徹底し、関係機関・団体等と一体となって地域の実情に応じた農地利用最適化の成果を上げるよう積極的に活動します。

次に、Ⅱ、具体的活動の内容でございますが、4つの活動の柱を掲げております。

まず、1の地域農業振興活動につきましては、農業委員会活動事業として、所管業務の適正な推進、組織の再編整備、そして農業者年金事業の円滑な推進や振興活動でございます。3ページを御覧ください

2の農用地利用調整活動につきましては、農用地利用調整活動事業、農地の流動化促進、農地情報管理システム整備事業でございます。

次に、3の農業経営改善活動につきましては、農業後継者組織支援事業及び認定農業者制度普及事業における

改善活動でございます。

最後に、4の農業委員会情報活動につきましては、農業委員会情報宣伝事業及び全国農業新聞の普及拡大事業等の情報活動でございます。以上、活動の項目のみを申し上げ、事業の具体的な内容は省略させていただきました。恐れ入りますが、事業内容につきましては、各委員さんそれぞれでお目通しくくださいますようお願いいたします。次に、4ページを御覧ください。

Ⅲ、「令和4年度活動の重点項目」でございますが、3つの項目を重点項目といたしております。

まず、1農地法関係の適正な運用についてでございますが、優良農地の確保とその有効利用を図るため、農地転用の業務や農地の権利移動について適正・的確な執行に努めます。また、毎年1回の利用状況調査を関係機関と連携して実施するとともに、4月、8月及び1月を活動強化月間とし、地域の農地の実態把握と耕作放棄地の発生防止・解消、無断転用の早期発見に努めます。また、日頃からの地域の農地パトロールの実施に努め、地域内での情報交換を行うとともに活動を実施した月日、場所、相手方を具体的に記録します。活動記録簿に基づき、活動成果や問題点について、総会において定期的に協議し、1人当たり1年間に1筆以上を目標とし、農地の利用調整活動を事務局と協力して取り組みます。

次に、2の農政活動の推進につきましては、新居浜市の直面している農政の諸問題について、調査、研究を行い、関係機関と連携して新規就農者への支援や担い手の確保・育成、耕作放棄地解消の具体的な活用方法、有害鳥獣対策、地産地消の推進として、農産物直売所や学校給食への新居浜産農産物の安定供給に積極的に関与し、市長に対しての意見書の提出に結び付くよう努めます。

また、人・農地プランの実現に向けて、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化につながるよう取

組みます。

次に、3の景観形成作物取組み事業につきましては、遊休農地解消対策の一環として、景観形成作物（ポピー・コスモス等）の作付けを継続して市内3か所で行い、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児等が自然とふれあう場としての活用を図り、農地性の維持及び農村と都市の景観保全に努めます。また、関係機関に働きかけ、事業の拡大に努めます。

以上で「令和4年度新居浜市農業委員会活動計画」の説明を終わります。

御審議よろしくお願いたします。

曾我部会長代理

ありがとうございました。議案第1号について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。例年とも活動についての大きな違いはないのですが何かございませんか。

（「なし」の声あり）

曾我部会長代理

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

曾我部会長代理

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「令和4年度新居浜市農業委員会活動計画について」を原案のとおり決定させていただきます。5ページを御覧ください。

議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局長

議案第2号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和4年度最適化活動の目標の設定等について農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務に伴う、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和4年度最適化活動の目標の設

定等について、当会の決議を求めます。この内容について説明させていただきます。令和4年3月7日の役員会での決議をもとに作成いたしました。

総会資料6ページを御覧ください。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、令和3年3月19日に開催しました第24期第9回総会において決定した令和3年度の目標及び活動計画についての点検と評価となります。

まず、Ⅰには、農業委員会の状況について記入しております。

次に7ページから10ページをお目通しください。

Ⅱが、担い手への農地の利用集積・集約化、Ⅲが、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、Ⅳが、遊休農地に関する措置に関する評価、Ⅴが、違反転用への適正な対応となっております。

内容としては、現状及び課題、令和3年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、目標及び活動に対する評価となっております。

続きまして、11ページから12ページをお目通しください。

Ⅵの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検として、1が、農地法第3条に基づく許可事務、2が、農地転用に関する事務、3が、農地所有適格法人からの報告への対応4が、情報の提供等となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。

Ⅶが、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、Ⅷが、事務の実施状況の公表等について記入しております。続きまして、14ページを御覧ください。

ここからは、令和4年度最適化活動の目標の設定等となっております。令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により作成しております。

Iは、農業委員会の状況でございます。

次に、15ページを御覧ください。

IIは、最適化活動の目標でございます。1最適化活動の成果目標として、(1)から(3)の3つの項目がございます。まず、(1)農地の集積については、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者への農地の集積目標でございます。新居浜市の基本構想で10年後に目指す集積率24.6%から算出し、来年度の目標は、新規集積面積11.22ヘクタールとなっております。

次に、(2)遊休農地の解消については、今年度末の遊休農地面積30.36ヘクタールの解消の取組みとなっております。16ページを御覧ください。(3)新規参入の促進でございますが、農地の所有者から新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとなっていることから、※2にあるように、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上にあたる面積1.7ヘクタールを目標としております。

次に、2最適化活動の活動目標でございます。(1)から(3)の3つの項目がございます。委員さんの活動についての目標になります。

まず、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございますが、農業委員会全体として取り組む活動に加え、日常の農作業のための圃場の行き来と併せて行う「農地の見守り」や「農家への声かけ」等の活動も含め、1月に行う1人当たりの活動日数を10日としました。

次に、(2)活動強化月間の設定目標ですが、農林水産省経営局長通知により、活動強化月間として3月以上を設定することを目標として設定するものとなっているため、年3回設定しております。最後に、(3)新規参入相談会への参加目標ですが、農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名

以上参加することを目標として設定するものとする。と
なっていることから、毎年実施している新居浜市営農推
進協議会による新規就農相談会に参加することとしてお
ります。

今後の予定としましては、ただいま説明しました令和
3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、
令和4年度最適化活動の目標の設定等を県知事へ報告す
るとともに、新居浜市ホームページにより公表すること
になります。以上で提案説明を終わります。

御審議よろしくお願いたします。

曾我部会長代理

ありがとうございました。議案第2号について質疑に
入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

曾我部会長代理

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいで
しょうか。

(「異議なし」の声あり)

曾我部会長代理

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「令和3
年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令
和4年度最適化活動の目標の設定等について」を原案の
とおり決定させていただきます。

17ページを御覧ください。

議案第3号「農地法に定める下限面積（別段の面積）
の設定について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

谷口農政係長

議案第3号農地法に定める下限面積（別段の面積）の
設定について

農地法第3条第2項第5号の規定する所掌事務に伴
う、令和4年度下限面積（別段の面積）の設定について
当会の決議を求めます。

総会資料18ページを御覧ください。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員
会が下限面積の設定を行うこととなりました。

また、平成22年12月22日付けで一部改正された「農業委員会の適正な事務実施について」、下限面積は毎年見直しを行うよう通知がなされ、愛媛県からも毎年見直すよう指示がありました。そこで今回、令和3年3月19日の第24期第9回総会で制定いたしました下限面積30アールについて変更の必要がないか、下限面積の判断基準法令や農地法施行規則第17条に基づき見直しを行うものでございます。

総会資料19ページを御覧ください。

令和4年農地台帳による経営耕地面積に当てはめますと、経営耕地総面積が8万1,693アール、総農家数が2,414戸、経営耕地面積の区分が20アール未満では35.3%、20アール以上から30アール未満では21.7%、計56.9%であることから、農地法施行規則第17条における概ね総数の100分の40を下らないという内容に従い従来どおり下限面積は、令和4年度も30アールといたしたいと思えます。

以上で説明を終わります。

御審議よろしくお願いたします。

曾我部会長代理

ありがとうございました。議案第3号について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。皆様も御存じのとおり新居浜は零細農家が多いということで、57パーセント近い農家が30アール以下ということで新居浜市は毎年この設定をしなければならないということで、30アールという説明がありました。こういうことでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

曾我部会長代理

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

曾我部会長代理

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法に定める下限面積(別段の面積)の設定について」

を原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。

20ページを御覧ください。

令和3年4月から令和4年3月までの業務について報告します。

まず、(1) 会長報告、アの会議の出席状況につきましては、定例常設審議委員会が6月、7月、8月、9月、11月に、それぞれ東京第一ホテル松山で開催され、藤田会長が出席し、農地法第4条、5条等の許可事案に関する意見について審議しました。その他については、資料のとおりですので、お目通しください。

次に、イの会議の内容につきましては、役員会を5回開催しました。

資料21ページを御覧ください。(2) 総会及び農政関係の開催状況、22ページから23ページには、(3) 農地関係の開催状況を記載しておりますが、資料のとおりですので、お目通しください。

次に、24ページのイの農地の権利移転・設定状況、25ページのウの農地の転用取扱状況につきましても資料のとおりですので、お目通しください。

次にエの農地等の贈与税及び相続税納税猶予に関する適格者証明状況につきましては、3件でした。

次に、オの諸証明及び転用確認状況につきましては、転用確認書交付証明47件、農業用施設証明22件、その他諸証明30件でした。

カの和解仲介につきましては、該当ありませんでした。次に26ページを御覧ください。(4) 事務局報告についても資料のとおりですので、お目通しください。以上で業務報告を終わります。

ただいまの報告事項について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、渡邊委員。

20ページのイの会議内容、第4回、付議事項で(1

渡邊委員

－１）についてというのがありますが、具体的にどんな感じだったのですか。

曾我部会長代理

（１－１）の（１－２）さんが来て説明をしてくださいました。非常に取り組み等を行なっていたのは知っているのですが、話を聞いてみますと非常に熱心で前向きに取り組んでおられたように思います。近辺の土地も借入関係のような、前向きにやりたいというような報告であったのかなと思います。

藤田事務局長

補足でございますが、（１－１）農業経営の方にも参入するという形で、以前から自習等で活用はされていたのですが、正式に農業経営の方に参入したいということでの聞き取りでございました。

渡邊委員

分かりました。（１－１）に田んぼを貸している地権者がですね、年明けに農地台帳調査で回ったときに、（１－１）に貸しているのだけれども、利用権設定の要望を出しているのに全然音沙汰がないので、農業委員会から利用権の設定をちゃんとしてもらえるよう言ってほしいと地権者からの要望がありました。また、伝えておいてください。

曾我部会長代理

新規ですかね。利用権設定ができてないということですね。

渡邊委員

今までは農業法人ではなかったからできなかったと思うのですが、農業法人なのでできると思います。

藤田事務局長

その辺も確認いたします。

曾我部会長代理

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

曾我部会長代理

ないようですので、次のその他に移らせていただきます。資料２７ページを御覧ください。農業者年金につきましては、令和３年度の目標数１名に対し、新規加入は、おられませんでした。

新居浜市の場合、専業農家で６０歳未満という条件にあう対象者が少なく、新規加入者の獲得が非常に難

しい状況ですが、委員の皆さんも地元での加入促進をよろしく願いいたします。この件につきましては私も推進に行っております。新居浜も若い人が何名か農業に携わっている方もおられますので、3名の方に推進に行ったのですが、反応はラジオ等で皆さんもお聞きしたと思うのですが、農業者年金についてCMを入れております。問い合わせは農業委員会、また、JAとか出ておりましたが、そういうのを聞いておられて若い方もいいなというのは分かっているのですが、やはり掛け金が、我々の世代は今、年金を貰うようになって掛けていて良かったと思うのですが、僕も若い時は全然年金というのに関しては、貰えるか、貰えないのか分からないものを掛けられるかという考えがありました。そういう方が、多かったのかなと思います。でも、農業を専業でやるにあたっては農業者年金というのは非常に大事な物であるというようなことは我々も分かっておるところでございますので、皆さんも近くで60歳未満の農業に従事しておられる方がおいでましたら農業委員会の方に情報を入れていただいたら、説明には我々も行くように考えておりますのでその辺りよろしく願いいたします。

以上、その他について、御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

曾我部会長代理

以上をもちまして、議案の審議がすべて終了いたしました。

あと、事務局の方から御報告があります。

谷口農政係長

本日お配りしている農地貸したい希望リスト、農地借りたい希望リストの説明をします。各調査によるリストになります。

まず、I ページ目からは、農地の所有者が窓口等で農地についての相談や相続の届出をしたときに誰かに

作ってほしいということで、申請されたものになります。

次に、5ページからは、昨年の年末から2月くらいまでかけて各委員さんに調査していただいた結果、貸したいとなっていた農地になります。

15ページからは夏に行った農地パトロールの結果、遊休農地となった農地の所有者へ実施した意向調査により、貸したいと希望があった農地になります。

また、一番最後のページには、まだ経営農地を広げたい、借りたいという希望について掲載しています。

貸したい希望の農地については、事務局に置いている地図に色ぬりもしていますので、リストと併せて、今後の活動の参考にさせていただき、担い手への農地の集積と遊休農地の解消に御協力いただきたいと思います。以上です。

曾我部会長代理

これをもちまして第22回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

会長代理

委 員

委 員